ファンドの投資リスクおよび手続・手数料等

く投資リスク>

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、主としてわが国の株式への投資を行うと同時にデリバティブを活用しますので、組入れた有価証券等の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドは、市場の状況により、デリバティブ(株価指数先物取引)を用いて実質的な株式組入 比率を調整し、純資産総額の-50%~+150%の範囲内でコントロールすることを原則とします。 実質的な株式組入 当ファンドの現物株式部分の運用は日本株式のアクティブ運用であるため、当ファンドの基準価額 比率の調整に は、意図した実質株式組入比率を反映した動きとはならないことがあります。実質投資割合は信 託財産の純資産総額を超える場合があり、予測と反対方向に株式市場が動いた場合、想定以上 関するリスク に損失が膨らむことがあります。また、実質的な株式組入比率が-50%の場合は、株式市場が上 昇しても当ファンドの基準価額は下落することがあります。 株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け 価格変動リスク ます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大 な損失が生じる場合があります。 当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の 株式の発行企業の 経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が 生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど 信用リスク 回収できなくなることがあります。 流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期 に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望 する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が 流動性リスク 小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待 される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。 当ファンドは、有価証券および金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの デリバティブ 運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金 を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、 取引のリスク 当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点				
流動性リスクに かかる留意点	当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。			
収益分配金に かかる留意点	 ・収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 ・受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 ・収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。 			

お申込みメモ

換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。		
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。 ※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入の申込期間	2025年10月15日以降、新規の購入申込の受付は行っておりません。		
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。		
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの受付けを取消す場合があります。		
信託期間	2025年10月31日まで(当初信託設定日:2016年10月31日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。		
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。		
決算日	毎年1月14日(休業日の場合は翌営業日)		
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 委託会社の判断で分配を行わないことがあります。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。		
信託金の限度額	5,000億円		
公告	日本経済新聞に掲載します。		
運用報告書	毎決算後および償還時に交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を 記載した書面をいいます。)を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に提供します。		
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用が可能です。		

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額×上限3.85%(税抜 3.5%) (手数料率は販売会社が定めます。)

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

≪当該手数料を対価とする役務の内容≫ 販売会社による商品および関連する投資環境の説明・ 情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等

信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額×0.3%

運用管理費用の配分は、以下のとおりです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

運用管理費用の総額=信託財産の日々の純資産総額×<u>年率1.914%(税抜 1.74%)</u>

運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から 支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。

支払先	料率	≪当該運用管理費用を対価とする役務の内容≫
委託会社	年率0.85%(税抜)	信託財産の運用指図(投資顧問会社による運用指図および投資助言会社による 運用に関する投資助言を含む)、法定開示書類の作成、基準価額の算出等
販売会社	年率0.85%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書 ^(注) 等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	年率0.04%(税抜)	信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(注)投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項および第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。

その他費用・ 手数料

監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用、信託財産の管理、運営にかかる費用(目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付、提供および提出にかかる費用等を含みます。日々の純資産総額に対して上限年率0.05%)は、日々費用として計上され、運用管理費用(信託報酬)支払いのときに信託財産より支払われます。また、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税 金
分 配 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、2025年3月末現在のものです。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は、上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2024年1月16日~2025年1月14日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.95%	1.90%	0.05%

- ※上記は、対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。 消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を、対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値 (年率)です。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。